

東京大学大学院農学生命科学研究科
農学国際専攻 特任助教、特任講師または特任准教授 公募

1	職名及び人数	特任助教、特任講師または特任准教授（特定有期） 2 名
2	採用予定日	令和8年4月1日以降（予定）
3	任期	令和9年3月31日まで 予算の状況、業務の必要性及び勤務成績の評価に基づき令和10年3月31日までを限度として更新する場合がありうる 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス
5	所属	大学院農学生命科学研究科 農学国際専攻 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	業務内容	1) 農業と地域創生に関するフィールドワークを含む教育研究。農業と健康の関連性を研究する学内の別の研究室と共同し、本プロジェクトの実施地域においてフィールドワーク研究を実施する。また教育面では、大学院科目である農学国際特論Ⅰなどにおいて本プロジェクトに関連した講義や実習の一部を分担する。 2) 業務には、教育・研究だけではなくプロジェクト関係者とのコーディネーション業務を含む。ここでいう関係者とは、プロジェクトを実施する地域（東京都、埼玉県、兵庫県、およびその他地域）の行政機関担当者、農家、農業を手伝うボランティアおよび本学学内の他の研究者を指す。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
7	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
8	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
9	給与	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め 月額 380,000円以上（経験及び能力による）
10	諸手当	通勤手当（支給要件を満たした場合）
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入） 1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 業務に関連した分野（農学など）における教育研究実績を有すことが望ましい。また、業務遂行に向けた意欲をもつこと。 3) 必要に応じて週末に実施されるフィールドワークに対応できること。その場合は、平日に振替休日を取得する。 4) 専攻教員や共同研究員と日本語でコミュニケーションをとり、協調して業務を遂行できること
12	応募資格	1)履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2)研究業績目録（学位論文、原著論文、著書、総説、その他） 3)教育業績目録（担当講義科目、非常勤講師等） 4)社会貢献目録（学会活動、委員会活動等） 5)フィールドにおける研究・教育活動の実績（期間、場所、活動内容） 6)主要論文別刷3編まで 7)学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分の記録（過去5年以内） https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx 8)応募者について意見を伺うことのできる方2名の氏名、所属・職名、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）、応募者との関係
13	提出書類	令和8年2月27日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。ただし上記締切前であっても書類選考の合格者に対して面接を隨時実施し、適任者が見つかり次第終了します。
14	応募締切	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 農学国際専攻 担当：加藤洋一郎 TEL：03-5841-8045 E-mail：ykato[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp ([at]は@に置き換えてください) 上記の提出書類を一つのpdfファイルにまとめ、パスワードを設定した上、E-mailで送付のこと。パスワードの連絡法については応募者の判断に任せます。 なお、メールの件名は「メットライフ財団 特任教員 応募」とすること。
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	1)試用期間あり（採用日から14日間） 2)募集者名称 国立大学法人東京大学 応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。